

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島労働局長

永野 和則 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 松枝 千鶴

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 5 日付け鹿労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 10 月 6 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 853 円）は令和 4 年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格等の高騰等による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県及び市町村においては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務

改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。

3 「稼ぐ力」を身に着け、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化について、行政(国、県、市町村)においても施策・支援をより一層充実させること。成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善すること。

4 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めること。

5 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を行うこと。

## 鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域  
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 953円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり

## 鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 853 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 6 日

### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 4 年度
- (3) 生活保護費（令和 4 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内  
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,076 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額<sup>(註)</sup>と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

853 円(鹿児島県最低賃金) × 173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

× 0.807(可処分所得の総所得に対する比率) = 119,639 円